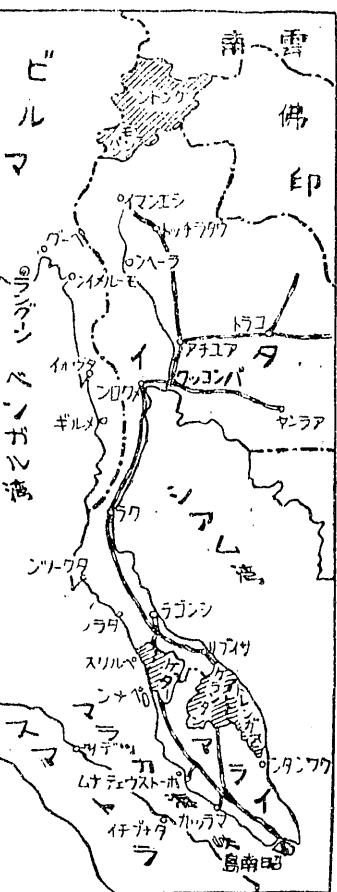


院事務局をもつて組織す

第三條 議員は人格識見優秀なる現地住民の中より最高指揮官の任命する者、州參議會または特別市參議會において互選するもの及び候の推薦するものとす、議員の定數は別表による



遂し道義に基く大東亜を建設するの不動の決意を以て

左の通協定せり

第一條 日本国は「タイ」國が「ケラントン」「トレンガヌ」「ケダ」「ペルリス」各州及び附屬島嶼をその領土として編入することを承認す

第二條 日本国は「タイ」國が「シヤン」地方に於いて「ケントン」とび「モンパン」兩州をその領土として編入することを承認す

第三條 日本国は本條約實施の日より六十日以内に前二條の規定する地域に於いて現にその行ふ行政を終止すべし。

第四條 第一條及び第二條の規定する地域の境界は本條約調印の日に於ける州境に據る

第五條 本條約の實施のため必要な細目は兩國當該官憲間に協議決定せらるべし

第六條 本條約は署名の日より實施せらるべし

ジャワ現地住民に對する政治參與の實現

皇國を中心とする大東亜共榮圈の建設に關する方策は帝國議會に於ける大條首相の演説により夙に闡明せ

對する政治參與の實現については昭和十八年八月一日附ジャワ軍政監部の告示を以つて其の具體的確定を見るに到つた。同日付公布をみたる現地住民の參與設置に關する件、中央參議院令、州及び特別市參議會令、茲に右諸法令の公布に伴ふ現地當局談を掲ぐれば以下

の如くである。

られてゐたところであるが、特にジャワの現地住民に對する政治參與の實現は、特にジャワの現地住民に對する政治參與の實現については昭和十八年八月一日附ジャワ軍政監部の告示を以つて其の具體的確定を見るに到つた。同日付公布をみたる現地住民の參與設置に關する件、中央參議院令、州及び特別市參議會令、茲に右諸法令の公布に伴ふ現地當局談を掲ぐれば以下

現地住民の參與設置に關する件

第一條 軍政監部各部に參與若干名を置く

第二條 參與は現地住民のうちより軍政監これを任命す

第三條 參與は部長の命をうけ部務に參與す

第四條 本條約の實施のため必要な細目は兩國當該官憲間に協議決定せらるべし

第五條 本條約は署名の日より實施せらるべし

中央參議院令

第一條 軍政の強力適切なる進歩を期するため中央參議院を置く中央參議院は最高指揮官に直隸し、政務に關し、最高指揮官の諮問に答申し、最高指揮官に對し建議す

第二條 參與は現地住民のうちより軍政監これを任命す

第三條 參與は部長の命をうけ部務に參與す

第四條 本條約の實施のため必要な細目は兩國當該官憲間に協議決定せらるべし

第五條 本條約は署名の日より實施せらるべし

第六條 本條約は署名の日より實施せらるべし

第七條 中央參議院の會議の召集、開會および閉會は最高指揮官之を命ず、召集の場所及び會期は最高指揮官之を定む

第八條 議長は中央參議院の會議を掌理す、議長事故ある時は副議長その職務を代理す、議長、副議長共に事故ある時は最高指揮官の指定する議員議長の職務を代理す、會議の議事規則は別に之を定む

第九條 會議の議事は出席議員の過半數をもつてこれを決す、可否同數なる時は議長の決するところによる

第十條 中央參議院に對する最高指揮官の諮問は文書をもつて事務局長を經て議長に令達し、議員の建議案は議員より事務局長を經て議長に提出す

第十一條 會議に關する文書は日本語によるものを正

本としマライ語によるものを副本とす、會議の用語は日本語またはマライ語とす。

第十二條 議員の任期は一箇年とす、但し缺員を補充したる場合にはその任期は前任者の残存期間とす。

第十三條 議員は侯及び官吏以外の現地住民中最高の名譽を享受す、議員の手當及び職務のため要したる實費の保障に關しては軍政監これを定む。

附則本令は公布の日よりこれを實施す。

別表】(一) 最高指揮官の任命する議員二十三名

(二) 州參議會または特別市參議會において互選する議員、各市または特別市毎に一名

(三) 侯の推薦する議員二名

州、特別市參議會令

第一條 地方政務に關する建議答申を求め以て軍政の強力適切なる運營を圖るため州及び特別市に州參議會又は特別市參議會(以下參議會と稱す)を置く。

現地當局談

第二條 參議會の議員は軍政監の定むるところにより選舉せられたるもの、および當該州又は特別市内に住所を有する人格識見優秀なる現地住民の中より州長官又は特別市長の任命するものとす、議員の定數は軍政監これを定む。

第三條 議員の任期は一年とす、但し缺員を補充したる場合においてはその任期は前任者の残存期間とす。

第四條 議員は軍政監の定むるところにより手當および職務のため要したる實費の保障を受く。

第五條 參議會に議長および副議長各一名を置き議員の互選する倍數の候補者の中より州長官または特別市長これを任命す。

第六條 參議會は州長官又は特別市長これを招集し、

開會及び閉會を命ず、招集の場所及び會期は州長官又は特別市長之を定む。

第七條 參議會は州長官又は特別市長の諸間に應じ當該地方政務に關する事項につき意見を答申す。

第八條 參議官は當該地方政務に關し州長官又は特別市長に建議することを得。

第九條 州長官又は特別市長の命を受けたる職員は參議會の會議に出席して發言することを得。

第十條 議長は參議會の會議を掌握す、議長事故ある時は副議長その職務を代理す、正副議長共に事故ある時は州長官又は特別市長の指定する議員議長の職務を代理す。

第十一條 會議の議事は出席議員の過半數を以てこれを決す、可否同數なる時は議長決するところによる。

第十二條 (略)

五、民生救濟

六、衛生

住民の聲を軍政に反映せしめるために、中央においても地方においても、原則として一般地方行政官は任命せず、官吏は官吏としてその職域に奉公せしめる方針である。これに加へて、議長以下議員に日本人をふくめぬ如きは全く前例なき制度といふべく、これ大日本軍が大戰敢行中にも拘らず、如何に現在住民に満腔の信頼を寄せてゐるかを明かに示すものである。また中央參議院内に設けらるべき事務局には圓熟練達なる若干數の日本人職員を配し、議事に關する完全な輔佐と教導の役割を果せしめんことを期した。次に中央ないし地方において諸問されるべき事項は、

一、軍政の滲透徹底

二、民度向上

三、教育および教化

四、産業經濟

七、農業

大日本軍によつて今般新に定められた政治參與は、オランダ政府の搾取政策的施策の產物とは形式的にも本質的にも相違するのである。即ち大日本軍は萬民をして各その所を得せしめ野に遺賢を置かざることを目標とし現地住民より議員を求むるには出來る限り民意を尊重し、中央においては最高指揮官、地方においては公平に民情に徵して任命することも定め、また議長および副議長は議員の互選による候補者中より選任せらるることになつた。かくてこれらの人材は悉く一堂に會し、諮詢に對する答申或は建議をなして軍政に奉仕協力し得ることとなつた。議事の進行には議員の眞摯なる態度を期待するために、多數決制を採用することとしたのである。次に注意すべきは、出來得る限り現地長官又はその権要な地位に現地住民を登用するに決した。目下銳意その具體化を準備中である。